

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

当市の人口は48,674人、世帯数は23,526世帯（令和7年3月1日現在）である。

都内通勤者のベッドタウンとして昭和40年代に人口は急速に増加し、以降は安定していたが、平成に入り近年は減少傾向に転じている。

年齢別の人囗構成（令和2年国勢調査）では、15歳未満の人口は9.9% 15歳から64歳までの人口は54.6%、65歳以上の人口は35.5%となっており、65歳以上の人口比率は、平成22年調査時の23.5%から12%も上昇しており、高齢化が進んでいる。

当市の産業は、第1次産業である農業を中心であったが、就業人口は徐々に減少傾向にあり、第2次産業についても同様である。

製造業を営む事業所数は、平成28年が192事業所、令和3年が159事業所と、減少が進んでいる。

(2) 目標

本市の工業は、後継者不足等の理由により、製造業を中心とする工業関係の廃業に伴い、事業所及び従事者数が年々減少している。

このため、市内事業者が先端設備等を導入することにより、労働生産性の向上を図り、第6次幸手市総合振興計画に掲げている施策「商工業の活性化のための支援」を推進するために先端設備等の導入による労働生産性の向上を図ることにより、安定した経営を行うことができ、よって、工業事業所数及び工業従事者数の増加が期待され、その結果、市内事業所の活性化を図ることを目標とする。

なお、同意から2年間の目標件数は8件とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

ただし、売電を目的とする太陽光発電設備の設置に関しては、本市における重要な観光資源である自然環境や景観が損なわれるとともに、災害発生リスクの高まりや地域住民の生活環境等に悪影響を及ぼすことが懸念されるため、「自己の工場や事務所などの敷地内に設置し、かつ、その発電電力を、直接、自社の商品の生産若しくは販売又は役務の提供に供するために自ら消費するもの」のみを対象とする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、幸手市内全域を対象とする。

(2) 対象業種・事業

本計画において対象とする業種は、全業種とし、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・人員削減を目的とした取り組みを先端設備導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

- ・公序良俗に反する組織や、反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ・市税を滞納している者は対象としない。
- ・先端設備等導入計画を認定した者の進捗状況についての調査を実施する場合がある。